

## <現 行>

### 第 9 章 賞罰

第 37 条 本連盟のため特に顕著な貢献をした者は、執行委員会の推薦により会長がこれを表彰する。

第 38 条 本連盟に加盟した者または大学の内、次の行為をなしたる場合は、執行委員会の審議により総会の決定をもって活動停止、その他の処罰を受ける。

1. 学生としての本分に反した者または大学.
2. 本連盟に対する支払金の滞納者または滞納校
3. その他

## <変更案>

### 第 9 章 賞罰

第 37 条 本連盟のため特に顕著な貢献をした者は、執行委員会の推薦により会長がこれを表彰する。

第 38 条 本連盟に加盟した者または大学の内、次の行為をなしたる場合は、執行委員会の審議によりあるいは総会の決定をもって活動停止、その他の処罰を受ける罰則を課すものとする。なお、詳細については別に定める。

1. 学生としての本分に反した者または大学.
2. 本連盟に対する支払金の滞納者または滞納校
3. 本連盟が主催する大会において、表彰式を無断欠席した者または大学
4. 本連盟が指示し、指定する登録期日を超過した者または大学
5. 総会を無断欠席した者または大学
6. その他

-----以下を別に定める-----

### **内規**

罰則は以下のいずれかを課すものとする。

なお、原則総会で決定するものとするが、③、④については、執行委員会で決定し、総会で報告する。

①除名

②出場停止

③始末書の提出

(始末書が提出日から 1 年間の間に 2 枚たまった場合、執行委員会の決定をもって本連盟の主催する翌公式戦を出場停止とする。)

④口頭による注意

⑤その他